

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成30年7月25日（水）15:30～16:02

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長
大阪大学名誉教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

<関係省庁>

三橋 敏宏 経済産業省安全保障貿易審査課長
遠藤 優 経済産業省安全保障貿易審査課上席安全保障貿易審査官
渡井 啓文 経済産業省安全保障貿易審査課係長
池園 京佳 経済産業省安全保障貿易管理政策課係員

<事務局>

岡本 直之 内閣府地方創生推進事務局次長
村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官
小谷 敦 内閣府地方創生推進事務局参事官
蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 航空機部品等の輸出手続き緩和（兵庫県提案）について

3 閉会

○小谷参事官 お待たせしました。国家戦略特区ワーキンググループによりますヒアリングです。

本日1コマ目ですけれども、兵庫県から提案のございました「航空機部品等の輸出手続きの緩和について」、経済産業省にお越しをいただいております。

それでは、八田座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございます。

それでは、早速この兵庫県の提案に対する御意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○三橋課長 私ども、一番最初の提案の紙と前回ヒアリングがあったときの記録を読んで中身を考えさせていただいたということなのですけれども、まず、この提案者の要望の内容は大きく二つあるのではないかという前提で考えています。

一つ目は、許可を取得するときに許可が必要であるか、そうでないかについての該非の判断をする必要があるのですが、この該非の判断を毎回その都度するというのを何とかならないのかということ。

二つ目が、それによって仮に許可が必要だということであったとしても、修理の場合であれば、許可が必要ないということにできないかということではないかと思いました。

そう解釈した前提で申し上げますと、まず、一つ目の該非の判断につきましては、許可が必要かそうではないかというところの判断は、この許可の制度の一番根幹に関わるところでありますので、この該非の判断はあらゆる輸出者に対してしていただく必要があるということが、ここはもうどうにもならない部分なのですが、ただ、一度該非の判断をしたものがあるとすれば、それと全く同じ型式のもの、全く同じものであれば、そのときの過去の判断の内容をそのまま踏襲していただいて、言わば簡単な、言葉で申し上げますと、みなして輸出していただく。それは該当の場合には、許可申請を再度していただくことが前提になりますが、それによってこの提案者の負担が軽くなるのであれば、それは私どもとしても十分あり得ることかと思えます。そういう意味で言うと、私ども、許可申請の際には、その都度該非の判断をした該非の判定の書類を添付書類に付けてもらっているのですけれども、例えば、過去に1回判断したものであれば、法令の改正等が行われないう限り、そのときの書類をそのまま持ってきてもらって添付してもらう形で十分に対応することができると言いますか、御要望に応えた形になるのではないかと思ったというのが、この前段の該非の判定に関わるところでございます。

それから、許可不要にできないか。仮に許可が必要だということになったとして、その許可を必要ないということにできないかという規制緩和の部分がございしますが、この要望については、この修理の分野と言いますか、一定の特に航空機の部品についての要望は、一定量マグマとして従来からございます。これに対しては、私どもはどう言っているのかというと、これまでのやりとりでは一切出てきていないのですけれども、この許可の制度には、特別一般包括輸出許可制度という制度が、許可証の種類に包括許可という許可がございまして、これを一旦取得していただきますと、毎回その都度申請をしていただくことなく、その包括許可証を持って通関していただくことが制度上できるようになっています。これがあれば、特に適用できない国というのは、例えば、北朝鮮とかイラクとか、こういったところは当然あるのですけれども、こういった航空機の部品をやりとりする必要があるような先進的な諸国を中心とした国相手では、この包括許可証が原則として適用できますので、こういったところとは、この包括許可証を取得していただくということをしていただければ、この御要望に沿うのではないかと、後者の許可が不要ではないかということについては、私どもはそうように解釈いたしました。

細かくなるのですけれども、1点だけ、この提案者のお考えの部分で私どもが分からなかったことがございまして、その点だけは私ども当局として、ここで課題の提起をさせていただきたいと思うのですけれども、今日お手元に資料はございますでしょうか。その資料でございます。今、先生に開いていただいているところがあるのですけれども、この表が6ページ及び7ページ目にございまして、細かくなってしまうのですが、この輸出貿易管理令の別表第1の項番にどういうものが規制されているのかというのを書いているのですけれども、ここで御覧いただきたいのは、1項というのは武器なのです。武器そのものです。2項以下はそれ以外の規制品が、原子力、化学兵器と。そして、5項以下は汎用品が書き並べられているということなのです。

申し上げたいのは何かというと、1項の武器だけは、特に武器輸出三原則以来の歴史的な経緯から、大変厳格な管理をこの許可制度においてもしてきているということがございます。この提案者の御要望の航空機の部品の輸出、特に修理に関わる部品の返品のための輸出が1項なのか2項以降なのかによっても、手続的な対応が異なっているということがありまして、今私どもが読みました提案の中では、航空機部品の該当が1項の該当の恐れがあるものなのか、2項以下なのか分からないという問題がございます。

資料が飛んで大変恐縮なのですけれども、2ページ目に輸出貿易管理令というものが書いてございまして、この輸出貿易管理令、第1条に輸出の許可のことが書いてありまして、第2条に輸出の承認、これは経済的な規制で、今回私どもが安全保障上の規制をやっているのは、この輸出令の第1条に関わるものなのですが、そのまま右下を御覧いただきますと、第4条に特例というものが書かれています。この特例は、この柱書きを読んでいただきますと分かるように「法第48条第1項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない」と。つまり、そのページ以下、許可の特例が書かれているのですけれども、1項の武器だけは、この例外を適用できないということを言っているのです。

今回の提案者の要望が、1項に関わるもの、つまり、自衛隊の装備品の航空機の部品について、例えば、アメリカからライセンスを受けて生産されている飛行機の部品の修理のための輸出、これはものすごい量があるのですけれども、これに関わるものを御要望されているのか、2項以降のいわゆる民間航空機に使われる可能性のある汎用品の規制品についてなのかによって、この規制改革と言いますか、緩和の要望の当たりどころがだいぶ異なっているので、その部分は可能でありましたら、私どもはあらかじめ分かるとありがたいことでもあります。

最後に1点だけ申し上げますと、仮にこの1項に該当する貨物の返品輸出である場合には、これもどうしても装備品の、航空自衛隊にたくさん貨物を納めている日本の重工メーカー、そのベンダーからの要望が非常にありまして、ここについては特別返品等包括許可制度という、この1項のためだけの特別返品というぐらいですので、修理のため、あるいはそもそも違ったものが送られてきてしまったというような航空機部品の輸出のための包

括許可制度というものが制度として整備されていまして、仮に1項の該当品についての御要望であったとすれば、この特別返品等包括許可制度を御利用、御活用いただくことが、おそらくこの要望の実質的な対応になるのかなと考えたということでございます。

以上です。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、二、三伺いたいのですけれども、最初のところで、過去に判断したときの資料を添付すれば、それで2回目の許可申請は随分早くできるということだったのですけれども、これは一般に知られていることなのですか。それとも、今回そういう緩和を明示しようとしていらっしゃるのかなのですか。

○三橋課長 皆さん、輸出者で許可を常時取得する人は、もうそれはノウハウとしてお持ちであると思います。該当品の一覧を大体各社作っていらっしゃるって、引っ掛かったものについては許可申請しに行くということなので、過去に該当と判断した自社の製品とか取扱品は別管理をされているところがそもそも多くて、そういう意味では、もう皆さん御存じのことということになります。

○八田座長 ただし、それを付ければいいのだよということは文章には書いていないということですか。

○三橋課長 書いていないと思います。

○八田座長 分かりました。

そうすると、提案者が現在の制度に書いてあることないことも含めて、もう少し理解して具体的に検討してもらえれば、かなり適用できるのではないかというお話だと思いますが、事務局から今の御説明を伺った上で、ここに関しては提案者の問いには答えられているとお考えですか。

○村上審議官 現状ないと思います。

○小谷参事官 実際に1項に当たるかどうか、我々も確認していませんでしたので、確認してみます。多分兵庫県は、近畿経産局とはやりとりされているみたいで、普通に聞けば分かりますか。それとも何かこちらのほうでお聞きしたほうが。

○八田座長 それはこちらで聞いたほうがいい。当たり前ではないですか。そんなの大原則ですよ。手前どもでそれはやるべきですよ。こっちで。

○小谷参事官 分かりました。

○八田座長 阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 御説明は大変よく分かりました。一般航空機と戦闘用で武器と考えられる軍用機では大きく違うとのことですね。

そこで、いくつか質問ですが、一般航空機であれば、返品などについては全く問題ないということなのか、それともそれなりの許可が必要なのでしょうか。

また、先ほど、先進国とおっしゃったのですが、先進国と定義される国は具体的にどこなのでしょうか。航空機であれば、ブラジルなどは有力な航空機生産国ですよ。しかし、

ブラジルは先進国の範疇に入っていないですね、その辺の確認です。

それと、5 ページにある別表第5 の第4 条関係の中で、12 の本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であるということは、多少の融通が効くということなのだと思いますが、これは返品のことを指しているのでしょうか。確認です。

○三橋課長 順番に、御指摘の点、私どももはっきりさせていく必要があるということで、今日は一番重要な1 項の該当か、そうでないかということについてを一番最初に芽出しさせていただいているのですけれども、まず最初に、1 項の武器であれば厳格な管理、2 項以下の場合、仮に2 項以下の該当であると、急に許可が不要になるかということとそういうことではなくて、引っ掛かれば許可申請が同じように必要で、特に2 項以下は、国際合意に基づいて規制品を並べているということがあるのです。民間航空機用で例外として認められるものが、例えば、材料のところなどに少しあるのですけれども、こういうところは全部国際合意されている例外をそのまま規制に持ち込んできているので、日本独自の例外化を作るとするのは難しいという問題がございます。それが1 点目です。

二つ目に御質問のありました先進的な諸国ということについて申し上げますと、私ども、輸出上は大きく国を3 分類しております。3 分類と言いますのは、まず一つ目が、私どもは言葉で言うとホワイト国と呼んでいるのですけれども、国際的な輸出管理の約束、レジームと呼んでいるのですが、このレジームに全て参加をしている国というものがありません。これはヨーロッパの先進諸国にアメリカ、カナダとか、こういったようなところが入っているということでありまして、これが一つ目のグループです。二つ目に当たる国が中間層の国なのですけれども、これを国で上げると100 か国以上ありますので、置いておくと。三つ目のグループを御説明させていただくと、この三つ目の国は、国連武器禁輸国と呼ばれています、国際紛争、あるいは人道上の問題があつて、そこへの輸出を特に武器について厳格にすることが国連で合意、決議されている国があります。これは一番取扱いが注意の国で、国で言うと、ブラジルというのはちょうどこの真ん中の分類に当てはまりますので、そういう意味でいうと、私が先ほど申し上げた先進的な諸国というものに当てはまりません。ところが、細かい話になって恐縮なのですが、先ほど申し上げました特別一般包括許可という許可証を取得していただきますと、これは一番最後に申し上げた国連決議国以外全部に使えるので、返品のための輸出は、その許可証を持っていれば出すということができるということになります。

最後に三つ目として、先生御指摘の輸出令の別表第5 というところに言及されているのですけれども、これは細くなるので、ただ、事実関係の確認ということなのでここでさせていただきます。もう一回輸出貿易管理令の条文を御覧いただきますと、この4 条の特例は、2 ページ目の右下に書いてあるのが、48 条1 項の規定は次に掲げる場合には適用しない、なので、許可の場合について書かれている、許可の場合の例外が4 条の1 項なのです。4 ページ目の右上を行っていただきますと、ここに2 項というものがありまして、この輸出令の2 条の規定は、次に掲げる場合には適用しない。この特例が、これが輸出の承

認の場合について書いてある。申し上げましたように、許可は安全保障上の許可制度で、承認は経済上の規制なのです。つまり、バーゼル条約とか、あるいはワシントン条約に基づく絶滅する恐れのある動植物、こういうもの。御案内の別表第5というのは、この2項の方に書いてありまして、この申請者の方は航空機部品の許可に関わる緩和を御要望されているのですけれども、なぜかこの別表第5、つまり、輸出の承認に関わる例外のところの規定を読まれている。要は、規定を読み間違えていらっしゃるのかなと思いますというのが、私どもの今の足元の分析でございます。

○八田座長 よろしいですか。

そうすると、元々の提案者の提案概要①、②、③というものがあります。このうち①の不具合品の場合には、先ほどおっしゃった第4条の例外項目があつて、そして、武器に関することであれば、包括的な許可制を利用しなければいけないけれども、何らかの形で不具合品を返すことができる、そういうことですね。これはそれに該当する。

○三橋課長 もう一回正確に繰り返しますと、1項該当のときの武器に該当する、つまり、軍用航空機の専用部品という意味での修理品の輸出の場合には、段々複雑になってきて申し訳ないのですけれども、この4条特例は、1項はこの限りでないと書いてありますので、ここは使えないということになりますので、この御要望に応える方法は、特別返品等包括許可という1項のための返品許可のための許可証を取っていただくと、その都度の許可申請が不要になります。

2項以下に該当の場合であるとする、順番に御覧いただきますと、航空機の関連では、3ページ目の右上のところに、この4条特例で読めるものが、航空機について2号イとロというものが触れられていて、一つは航空機が自己の用に供する、だから、自分で飛んでいったときに持っていく部品というのと、もう一つは航空機の部分品ということで、修理のために無償で輸出するものというのがここで書かれているということが、例外規定として2項以下であればあるという事実がございます。

ただ、これを読んでいただくというのもありますが、2項以下であれば、特別一般包括、こちらは先ほどと包括許可の名前が違ふのですけれども、特別一般包括許可証というものを取得していただければ、その都度の申請なく、その該非の判断についても少し緩和された仕組みになっているので、なお申請者の御都合が良くなるのではないかと思います。

○阿曾沼委員 仮に、特別一般包括許可証というものと特別返品等包括許可証の二つがあつて、この二つを取得していると、ここの要望はほぼオーケーになってくるということですね。

○三橋課長 99%要望に応えられると思います。

○阿曾沼委員 99%オーケーですねと。これを取得すればいいのではないかとということですか。

○三橋課長 本質的な違いを説明させていただきますと、私どもは安全保障上の理由があつての規制をしていますので、許可の例外とするということは、その許可を取得していた

だく必要がないという判断をすることと等しいのですけれども、この包括許可制度は、1回目の包括許可証の取得には審査があります。それは何かと言うと、基本として輸出者に自主管理をしていただくということが考え方の基本になっています。つまり、社内でちゃんと管理をする、審査をする仕組みが整っているところに対して許可証を出すという仕組みになっていますので、それが整備されれば、規定など、あるいは体制などを整えてもらったところに許可が出るということで、この実質的な法益を守っているということでございます。

○阿曾沼委員 一つ確認ですが、特別一般包括許可証を持っていれば、該非判断で一々添付書類を添付する必要はないのですか。

○三橋課長 それはなくて、ただ、細かい話なのですけれども、私どもは当局だから一々あれなのですが、この記録をちゃんと保管しておく必要があります。そうすると、時効までの間ちゃんと保存していただきますので、私どもは制度として後々の立入検査などもございます。そのときに、その包括許可証を使って出した履歴、あるいは該非の判断をちゃんとした記録を残しておくことを求めていますので、事前にその都度、私たちがつかかっていくことはなくなりますけれども、社内でちゃんと管理、保存していただくことになります。

○阿曾沼委員 特別一般包括許可証がなくても、該当判断には、判定基準の添付があればケース・バイ・ケースでオーケーするということですね。

○八田座長 ここは私が後で伺おうと思っていたところに関連するのですけれども、返品のところは、まさにこの特別許可証の類いが必要で、しかし、この返品ではなくて同じ品番の部品を追加で輸出する場合、これが先ほどの添付で済むというケースなのかと私は思ったのですが。

○三橋課長 同じ型番の以前に該非を判断したもので、許可証を取ったことがあるものをもう一回輸出していただくときにも、同じように許可を取得していただく必要があります。ただ、そのときに、許可申請に必要な書類に該非判定書というものを付けていただくのですけれども、そのときのその書類は、過去使ったものを使い回していただいて構いませんということを申し上げます。

○八田座長 ですから、先ほどの返品に関するところがこの①に関するところで、今の③は、また別なところですね。

○三橋課長 そういうことになります。

○八田座長 問題は②なのですけれども、②はモジュールということは、要するに複数の同じようなものということだから、③のケースとほとんど同じだということで、一つ許可をいただいたら後は他も同じというように添付でやるけれども、一つ一つ許可を得なさいよということですね。

○三橋課長 そういうことになります。

○八田座長 分かりました。

では、そのような経済産業省の御意見だけでも、どうなのですかということを聞いてみていただければ。

○村上審議官 本日の説明でよく分かりましたので、改めて確認をしてみたいです。

○八田座長 どうもお忙しいところ、ありがとうございました。